

【NuPoC について】

「原子力発電所輸出者の為の行動原則（通称：NuPoC）」は原子力発電所輸出における企業の自己管理の規範を発展させるために原子力サプライヤーが自発的に3年間をかけ検討した行動原則です。本行動原則の検討にあたって、世界の先進的な原子力サプライヤーは国内及び国際的なガバナンスの仕組みを再確認し、より高めるような原則を明確化・集約すると共に、原子力安全、核セキュリティ、環境保護と使用済み燃料管理、核不拡散、ビジネス倫理及び国際的な原子力損害賠償システムの分野において推奨される最善のプラクティスを取り込みました。

多くの国々が、気候変動やエネルギー・セキュリティへの懸念から、電力の安定供給を求めて、継続的に原子力計画を拡張し、既存の原子力発電所の寿命延長を図っています。原子力を初めて導入しようとする国もあります。新たなサプライヤーが計画に参入する一方、既存のサプライヤーは国々からの要求に対応するため、組織やサプライチェーンを更に強化しています。新たな技術は、より安全、より効率的で、核不拡散性を有し、放射性廃棄物の発生量が削減される設計となっています。

将来的には、国際的に原子力は発展し続けることが広く期待されています。原子力産業界は福島第一原発事故から得られた教訓の反映を継続すると共に、これまで半世紀に亘る世界の原子力発電所での経験を将来の原子力の発展のために活用して行きます。

原子力は既に世界で最も規制が整備された産業のひとつですが、本行動原則は、原子力による過酷事故の発生と事故による影響を最小限に留めるためにも国際的に共通する高い基準が必要である、という信念に則っており、国際的な規範への求めが高まっている、との認識にも応えるものです。この認識の背景には、例えば環境面での持続可能性、エネルギー・セキュリティ及び高度の核セキュリティに対する世界的な注目が増していることがあります。また、原子力発電所を引き続き改良してゆくことは既存の規範を向上させることにもなります。

Carnegie 国際平和財団の尽力により、本行動原則において6つの原則が採用され、これは参加した世界の原子力サプライヤーが集積した数十年の原子力技術に係る経験を取り入れたものです。本行動原則は各分野での専門家との相談やWorld Association of Nuclear Operators (WANO) からのインプットを踏まえて作成されました。国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency (IAEA)) とその関連規範とも適切に関連しています。

主導的な原子力サプライヤーは、自主的な行動原則の発展のために本活動に参画してきました。NuPoC はこれらサプライヤーの独立した取り組みを彼らの製品設計やプラントオペレーター、輸入国との連携に繋げるものとなります。

原子力産業界においてこれほどまでに自主的で、包括的で、輸出指向の規範が公開されたことはこれまでありません。

原子力に求められる責任は輸出国側と輸入国側のプラントオペレーター、政府や規制機関

を含む多くのプレイヤーによって分担されますが、特に原子力サプライヤーは原子力が責任を持って利用されるとの確信を維持し、高めてゆくことに強い関心を持っています。サプライヤーは自身の業務を通じ、かつ顧客、規制機関及びプラントオペレーターとのやりとりを通じて健全な経験を奨励・進展させる独自の専門性と経験を有しています。

本行動原則は、原子力発電所が市場における自由かつ公平な競争において推進され、原子力の世界的な発展が原子力安全、核セキュリティ及び環境面での持続可能性を高めることを意図しています。この分野で活動する現在と将来のサプライヤーに経験を伝授し、これらの重要な基準が公の利益になることを示すことでサプライヤーと顧客双方の市場参加者を含む他の原子力のステークホルダーを支援するものとなります。本行動原則は、世界の公的及び原子力以外の主要な産業界の関係者にも原子力産業界内での熾烈な競争環境が適切な基準につながることを示すものとなります。

この行動原則には法的な拘束力はありませんが、各社は高いレベルで事業活動を行うにあたって行動原則を履行しています。各サプライヤーは独自の内部管理メカニズムを適用しており、また行動原則に対する公の信頼を支えるため、定期的な見直しの機会を設けることとしています。

NuPoC を通じて、各社はまた当然のごとく行動原則を刷新し、新たな輸出者にも賛同してもらいや、本行動原則の将来の進展のために他の原子力産業界のステークホルダーにも支援活動を広げていく。

各社はその従業員に事業活動に行動原則を取り入れるよう周知しています。また各社顧客、サプライチェーン及びその他業界の参加者にも行動原則を周知し、行動原則の目標を進めてゆくために、彼らの参加を歓迎しています。

【経緯】

2008年10月、Carnegie 国際平和財団は原子力発電プラントの輸出者を導く行動規範に係る共通の理解を得ることを目標とした会議を世界の主要な民間原子力サプライヤーと世界的な原子力専門家（下記のとおり）による会議を開催し、各国の法令と規則を補完し、原子力における責任ある行動の基準を世界的に底上げするように自主的な産業行動規範の制定に向けて取り組むという結論に至りました。この試みは、（責任をもって扱われる限りにおいて）原子力が多くの国々の将来のエネルギー源として重要な役割を担うであろうという考え、そしてその将来に原子力サプライヤーが共通の利害を持っているとの考えに根差しています。

3年以上に亘り、7回もの議論の場（ブラッセル、東京、ワシントン DC、パリ、トロント、ソウル、そして再度ブラッセル）において、11社からの代表が専門家とともに、6つの原則について合意を得るための作業を行いました。

本行動原則は2010年秋までにまとめられ、2011年の春に公に表される予定でありましたが、福島第一原発事故を踏まえて遅延となりました。参加した原子力サプライヤーは遅延した期間を福島第一原発事故から得られた初期の教訓を反映させることに充ちし、新たに制定された安全基準を、行動原則の内容に取り入れました。参加したサプライヤーは福島第一原発事故から得られた新たな知見やその他のベスト・プラクティス、最新の知見を定期的に取り入れることを継続する予定です。

行動原則のドラフト作成に参加した社は次のとおりです。

- ・AREVA（現 Framatome）
- ・Atomic Energy of Canada Limited
- ・Atomstroyexport
- ・China National Nuclear Corporation (CNNC)
- ・Doosan Heavy Industries
- ・GE-Hitachi Nuclear Energy
- ・日立 GE ニュークリア・エナジー
- ・韓国電力 (KEPCO)
- ・三菱重工
- ・東 芝
- ・Westinghouse Electric Company

これらの企業によって供される経験、言語及び文化の多様性は特筆すべき価値を有すると共にそういった多様性から意見交換はチャレンジングなものとなりました。全ての参加者が意見交換から多くを学びました。主導した専門家と各社からの代表者は多くの時間と労力を注ぎました。検討結果としての本行動原則はお互いの理解と妥協の前人未踏のプロセスを反映したものであり、今後の経験も踏まえ将来原則も修正されることも合意されました。

産業界の主導的な企業からの参加者より競争法の観点から問題無いことが確保されるべき、との意見がありました。これを満足するためのガイドラインが適用され、広く公共の利益

に関する主題に焦点をあてた議論を行い、商業的に機微な情報は議論に含まれないこととなりました。原子力サプライヤー間の意見交換にはすべて法務関係者が立ち合い、競争法との整合が保たれました。

行動原則のドラフト作成に原子力サプライヤーによる活発かつ集中的な議論があり、次の企業が行動原則を採択しました：

- ・AREVA (現 Framatome)
- ・ATMEA
- ・Atomstroyexpoxrt
- ・Candu Energy (Atomic Energy of Canada Limited. の後継会社)
- ・GE Hitachi Nuclear Energy
- ・日立 GE ニュークリア・エナジー
- ・韓国電力(KEPCO)
- ・三菱重工 (子会社の Mitsubishi Nuclear Energy Systems を含む)
- ・東 芝
- ・Westinghouse Electric Company

他の原子力サプライヤーが行動原則を採択することは妨げられておらず、見直しのプロセスを通じて輸出市場への新たな参入者が原則を採択する機会が設けられました。

行動原則の議論とその後の見直しプロセスをサポートするため Carnegie 財団での作業に自発的に参加した専門家は次のとおりです：

- ・Omer F. Brown Omer F. Brown II 弁護士事務所 弁護士
- ・Jacques Bouchard CEA 会長顧問 (以下略)
- ・KunMo Chung 元 韓国科学技術大臣 (以下略)
- ・Pierre Goldschmidt Carnegie 国際平和財団非常勤上級アソシエイト (以下略)
- ・Jukka Laaksonen (2012年1月まで) STUK (Finnish Radiation and Nuclear Safety Authority) 事務局長 (以下略)
- ・André-Claude Lacoste 元 Autorité de Sûreté Nucléaire (ASN : 仏原子力規制機関) 会長 (以下略)
- ・Richard Meserve 元 Carnegie 研究所 会長
- ・Nathalie Horbach Dundee 大学 独立原子力法コンサルタント
- ・Irving Rotter Sidley Austin 弁護士事務所 パートナー
- ・Frank Saunders Bruce Power 原子力監理及び規制担当副社長
- ・Gare Smith Foley Hoag 弁護士事務所 パートナー

更に、Sidley Austin 弁護士事務所と Foley Hoag 弁護士事務所は、Bruce Power 同様、上記プロセスで専門性を通じて貢献してくれました。Foley Hoag 弁護士事務所は競争法の観点から原子力サプライヤーによるすべての打ち合わせに弁護士を出席させてくれました。

このプロジェクトは Carnegie 財団の独自の資金によって賄われました。併せて William and Flora Hewlett 財団と Alfred P. Sloan 財団からも寛大な支援をいただきました。原子力サプライヤー各社は参加費用を自費で賄いました。

【企業の責任としての NuPoC】

本行動原則は世界的な課題に対する昨今のマネジメント手法を反映しています。ガス・石油、アパレル、医薬品産業など先端産業においては、ビジネスの長期的成功のために社会的責任に関する価値の重要性がますます認識されてきています。世界で展開する企業が、環境及び社会面において、社会の期待に応えられなかった場合に蒙るビジネスリスクへの認識により、規範を共有し、自己規制を課す方向にあります。これらの産業ではこのような規範を法的に求められない場合であっても採用します。事業者が正しいことをすることにより、成功がもたらされるという考えがあるからです。

事業者の自己ガバナンスは、自国政府との相談(直接政府が参画することはありませんが)により展開されることがしばしばありますが、経済的な自己利益と社会的責任を融合させます。このことは企業自身にもメリットがあります。企業活動がなされる国の人々と場所において同様にメリットがあります。そういった産業の努力は事業への政府のガバナンスが及んでいることを示すものであり、国の法律との整合性を示します。最小の原則を打ち立てることは、当該産業の公益と長期の繁栄をもたらします。

企業の社会的責任における規範は概ね当該国の範囲に留まっていますが、増加しているビジネス環境のグローバル化と世界のますますの相互依存に伴い、政府間での組織的取り組みなどが近年増えています。

本行動原則はまず、原子力発電プラントの輸出に取り組む企業の自己管理の規範を展開するイニシアチブであります。国際的専門家のチームにサポートされた、このユニークなイニシアチブは3大陸6ヶ国からの企業により企業の社会的責任を単一の枠組みに結集しました。

原子力産業界は多くの他の産業よりも国による規制が重く、効果的にかけている分野です。IAEAも原子力エネルギーの発展のために重要な推奨事項やガイドラインを生み出しました。しかし実のところ、これらのガイドラインや規制、さらに原子力発電プラントの輸出を規制する規則も、国家レベルの法規・規制を通じて履行されますが、一方で原子力の波及範囲は国家レベルよりはるかに大きいものです。更に現在の国家レベル及び政府間レベルの原子力技術の輸出をカバーする規範・規則は従前核兵器の拡散を妨げることに主たる焦点があたっていました。(ここに参加している原子力サプライヤーにより輸出されるタイプの商業用原子力発電プラントは核兵器拡散には供されない種のものでありますが、本行動原則は参加する原子力サプライヤーが国際的な核不拡散の確保に引続き注意することを強調しています。)

本原則を適用することにより、参加している原子力サプライヤーはあまりよく知られていない原子力プラント輸出に関連する規範、例えば原子力安全、核セキュリティ及び環境保護など、にもコミットすることになります。原子力への関心が急速に拡大していることを踏まえ、市場へ参加を検討する新規サプライヤー及び買い手もいますが、それらの中にはこれまで、原子力分野での経験が少ないものもいます。

原子力の利用拡大が社会的責任を伴うことを奨励するようなグローバルな規範と慣例を集

め、明確化し、広く推進するため、世界レベルの専門知識に基づく機会及び自発的なイニシアチブの必要性を初期の参加者は認識していました。本行動原則は Carnegie 財団のような非政府組織、原子力産業界の各分野でのトップの専門家及び世界をカバーするトップ企業がグローバル化する世界において企業の自己管理の規範を発展させることができることを示しています。本件に関与する参加者はこれらの義務実現に自発的にコミットしてきており、環境の変化、新たな規範及び技術変革に呼応して文書を定期的に更新することとしています。

行動原則は法的な拘束力は持ちませんが、行動原則を採択した社はそれぞれに独立してこれらを履行することを約しています。行動原則のすべての要素は国内法、国際規則、ガイドライン及び規範と整合しています。しかし原子力の社会・経済的価値は法・規則要件を上回るような行動原則に規定された要件を自発的に遵守することにより最大化されることを行動原則の遵守者は理解しています。

以 上